

郵政民営化委員会 説明資料

平成30年3月23日

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 基本的な考え方

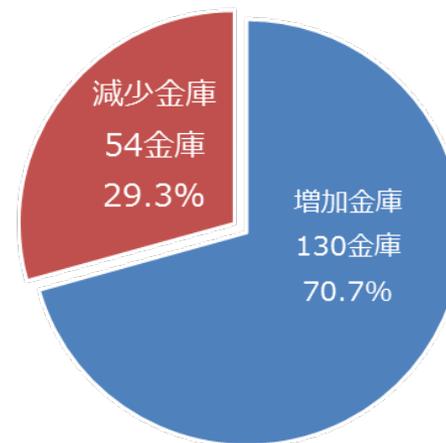
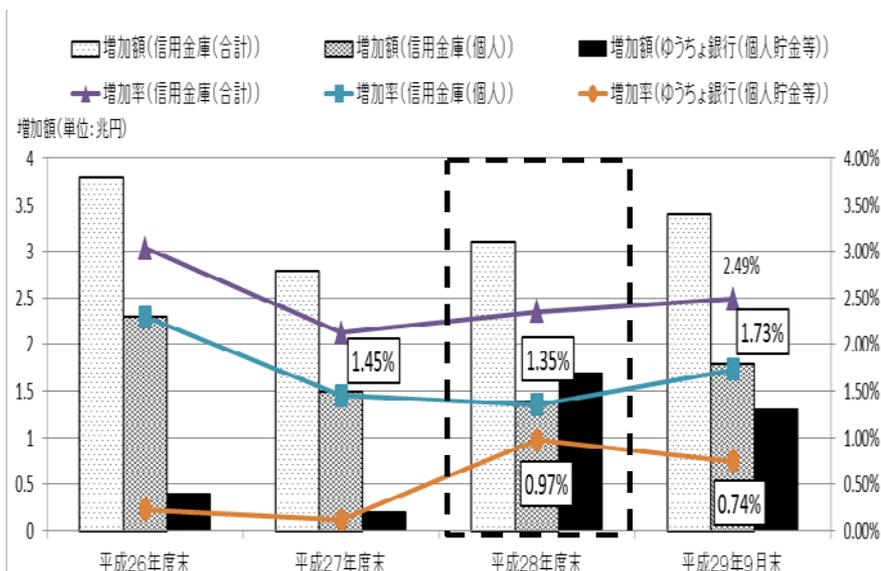
- 郵政民営化法の基本理念では、「対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを明示。
- 官業時代に築かれた巨大なゆうちょ銀行・郵便局の経営基盤は維持されたままであり、競争条件には厳然とした格差が存在。
 - ①官業時代に国費を投じて整備された全国ネットワーク
 - ②市場の埒外で肥大化した貯金量
- 従って、ゆうちょ銀行の業務規制の緩和は、その規模を適正なものへと縮小していくことと併せて検討されるべきで、預入限度額の引上げはこれに逆行する。
- 最近の限度額引上げ論議は、競争条件の格差を軽視し、利便性向上の観点のみに傾斜しているように感じる。
- また、これまで進んできたゆうちょ銀行と信用金庫業界との連携関係も失われる。
 - ⇒ 昨年秋、業界とゆうちょ銀行との共同ファンドについて検討するとともに、個別信用金庫とゆうちょ銀行とのファンド連携に関する報告書を作成のうえ全国の信用金庫に周知。

2. 前回の預入限度額引上げの影響

- 個人預金（28年度末）の増加額・率は、信用金庫が低下し、ゆうちょ銀行は上昇（増加額では逆転）。
- 28年度末時点、既に25%の信用金庫（中規模以下では30%）の個人預金の残高が減少。

【信用金庫及びゆうちょ銀行の前年同期比の増加額及び増加率】

【中規模以下の信用金庫^(注)における増減金庫の割合】



※ 日本銀行統計資料および郵政民営化委員会資料に基づき作成。

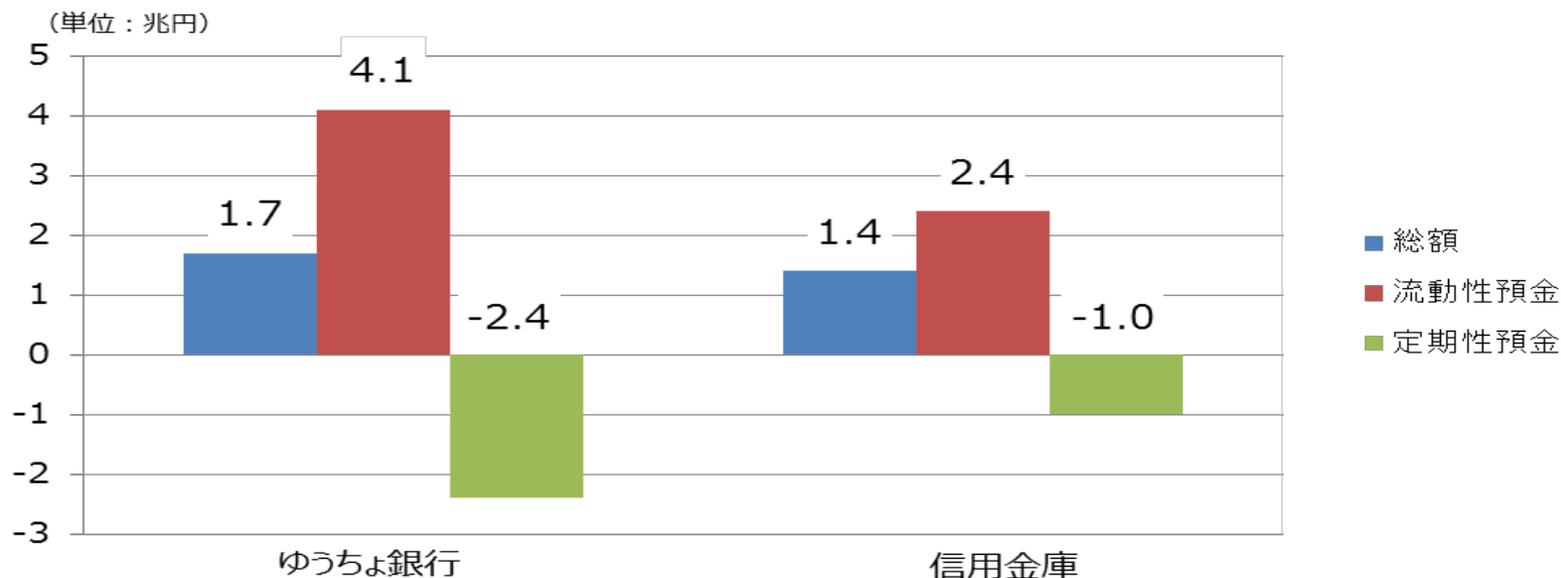
※ 「個人預金」は、信用金庫が日本銀行に提出する「預金者別預金調査票」(3月末)に基づき作成。

注: 「中規模以下の信用金庫」とは信用金庫の平成29年3月末個人預金残高が業界平均(約4,108億円)以下の信用金庫を指す。

3. 通常貯金の限度額撤廃の問題点①

- 現在の金利環境下、ゆうちょ銀行、信用金庫とも「流動性預金」の伸びが顕著。このような状況下での通常貯金の限度額撤廃は、全体の限度額撤廃に等しい。
- その場合、預金保険が1,000万円に限定されている現状においては、ゆうちょ銀行への安心感から、大量の預金シフトが生ずるおそれがある。

【平成28年度末の預貯金残高の増減額の内訳】

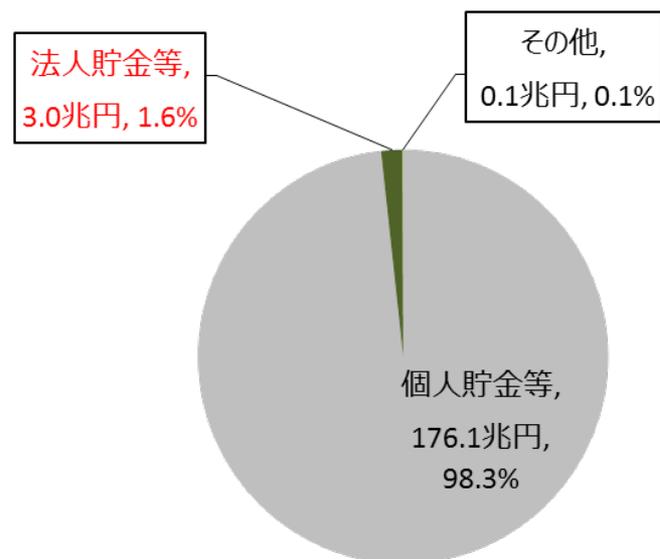


※ 日本銀行統計資料および郵政民営化委員会資料に基づき作成。

3. 通常貯金の限度額撤廃の問題点②

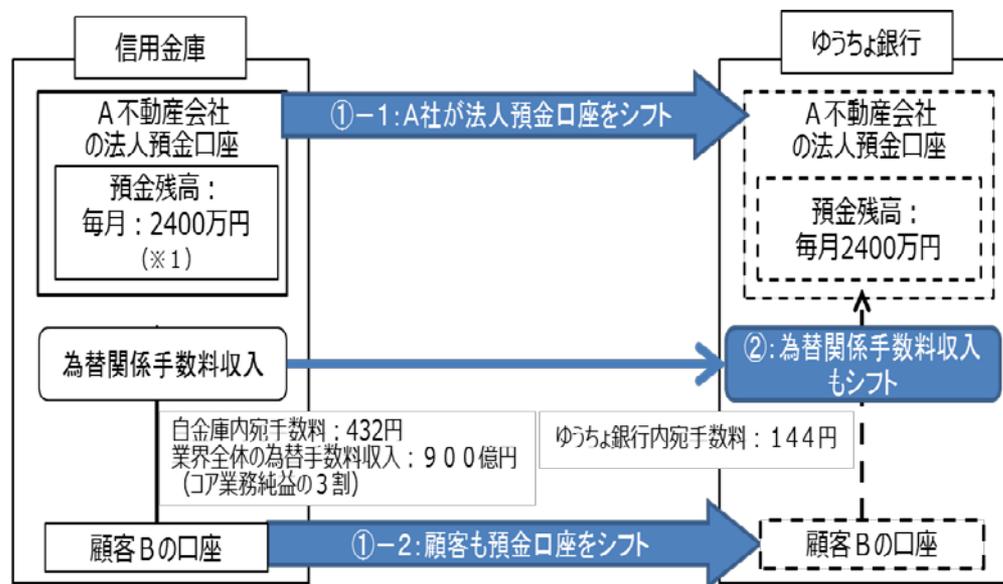
- 通常貯金の限度額が撤廃されれば、これまでほとんどなかった法人の通常貯金が急増するおそれがある。
- 法人預金口座のシフトは、法人預金のシフト（下図①－１）だけではなく、顧客の個人預金のシフト（①－２）、付随する為替関係手数料収入のシフト（②）も誘発する。

【ゆうちょ銀行の貯金残高の内訳
 （平成29年3月末残高）】



※ 郵政民営化委員会資料に基づき作成

【法人預金口座のシフトの影響のイメージ】

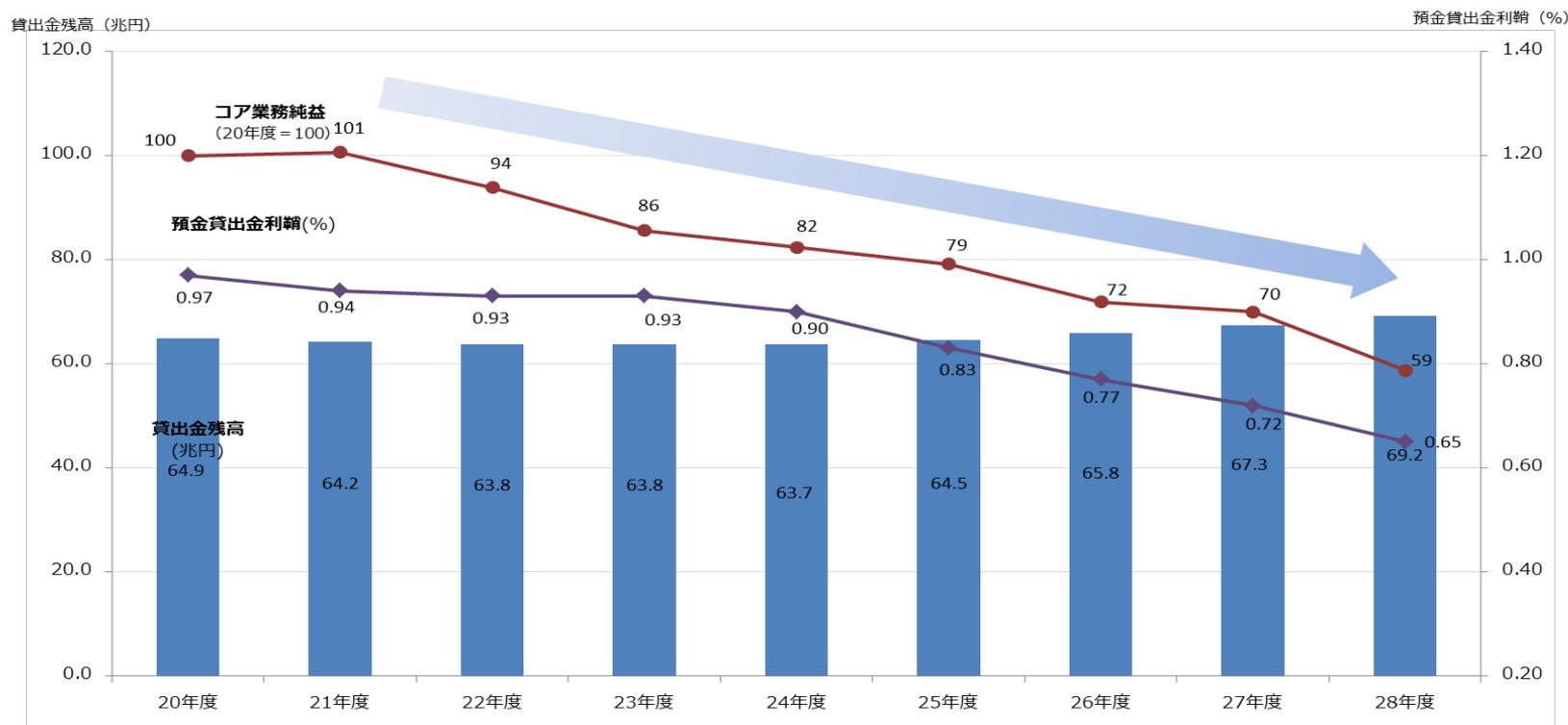


※ 1 A不動産会社に対して家賃8万円を払う顧客が300人いる場合

※ 2 上記の振込手数料は、A信用金庫及びゆうちょ銀行のホームページ掲載の手数料（窓口で口座間で振込をする場合）

(参考)信用金庫の経営環境(預金貸出金利鞘・貸出金残高・業務純益)

- 信用金庫のコア業務純益（本業収益）は8年で4割減少。特にマイナス金利導入後の落ち込みが顕著。
- この環境下で、預金が減少すれば、貸出の規模も縮小し、収益が一層減少する。



(※) 信金中金「全国信用金庫概況」に基づき作成

(注1) 預金貸出金利鞘は、「貸出金利回」から「預金原価率（預金利回+経費率）」を控除した計数

(注2) コア業務純益とは、業務純益から国債の売買など一時的な変動要因を除いた計数で、貸出業務など金融機関の本来の収益力を表す。